

# ○国立大学法人上越教育大学役員会規則

(平成16年4月1日規則第1号)

最終改正 平成25年3月22日規則第4号

(趣旨)

**第1条** この規則は、国立大学法人上越教育大学基本規則（平成21年基本規則第1号）第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学役員会（以下「役員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

**第2条** 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）及び年度計画に関する事項
- (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 上越教育大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

(組織)

**第3条** 役員会は、次の各号に掲げる者（以下「役員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事  
(議長等)

**第4条** 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、役員会を招集し、これを主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する理事が、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

**第5条** 役員会は、役員<sup>2</sup>の4分の3以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席した役員<sup>2</sup>の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(監事及び副学長等の出席)

**第6条** 監事及び副学長は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、関係の職員を役員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

**第7条** 役員会に関する事務は、総務課において処理する。

(細則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則（平成19年規則第17号（平成19年12月19日））**

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

**附 則（平成21年規則第2号（平成21年2月12日））**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則（平成22年規則第2号（平成22年1月13日））**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（平成25年規則第4号（平成25年3月22日））**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。